

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

◆規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十一号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款の二 商工指導所(第九十六条の二・第九十六条の三)

「第三款の二、商工指導所(第九十六条の二・第九十六条の三)」を

第三款の三 食品加工研究所(第九十六条の四―第九十六条の六)」

に、「第五款 食品加工研究所(第一百八条―第一百二十条)」を「第五款

削除(第一百八条―第一百二十条)」に、「第十八款 魚市場(第一百五十一

条・第一百五十二条)」を「第十八款 水産物地方卸売市場(第一百五十一

条・第一百五十二条)」に改める。

第六条第二項の表中

検査課

検査課	河港課
用地課	

水政係・河川改良係・港湾係・防災係

河港課

水政係・管理係・河川係・防災係

改良係・港湾に改める。

第九条検査課の項の次に用地課の項として次のように加える。

用地課

一 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の施行に關すること。

二 土地開発基金に關すること。

三 土地開発公社に關すること。

第十一条商工指導課の項第十号中「及び商工指導所」を「商工指導所及び食品加工研究所」に改める。

第十二条農産園芸課の項第九号中「食品加工研究所」を削り、同条水産課の項第十四号中「魚市場」を「水産物地方卸売市場」に改める。

第十三条管理課の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、以下二号ずつ繰り上げ、同条河港課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関すること。
第十八条の表中

鳥取県温泉審議会	温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第十九条第二項並びに第二十條の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する知事の処分に関する意見の答申に関する事務	自然保護課	を
----------	---	-------	---

鳥取県自然環境保全審議会	鳥取県自然環境保全審議会条例（昭和四十七年十月鳥取県条例第四十一号）第一条の規定による自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	自然保護課	に
鳥取県温泉審議会	温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第十九条第一項並びに第二十條の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する知事の処分についての意見の答申に関する事務		

改め、同表の鳥取県観光総合審議会の項中「及び県立自然公園の指定等に

関する基本的計画の調査審議及び意見の答申等に関する事務」を「その他観光事業の発展に必要な事項に関する基本的計画の調査審議及び意見の具申に関する事務」に改める。

第四章第四節第三款の二の次に次の一款を加える。

第三款の三 食品加工研究所

（設置）

第九十六条の四 食品加工研究所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県食品加工研究所		境港市	

（分掌事務）

第九十六条の五 食品加工研究所は、農産物及び水産物に関する食品加工の試験研究及び技術指導の事務を分掌する。

（内部組織）

第九十六条の六 食品加工研究所に総務課及び研究科を置く。

第四章第五節第五款を次のように改める。

第五款 削除

第一百八条から第二百十条まで 削除

第四章第五節第十八款中「魚市場」を「水産物地方卸売市場」に改める。

附 則

附 則

この規則は、昭和四十七年十一月一日から施行する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十二号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第四号まで」の下に「、第七号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。